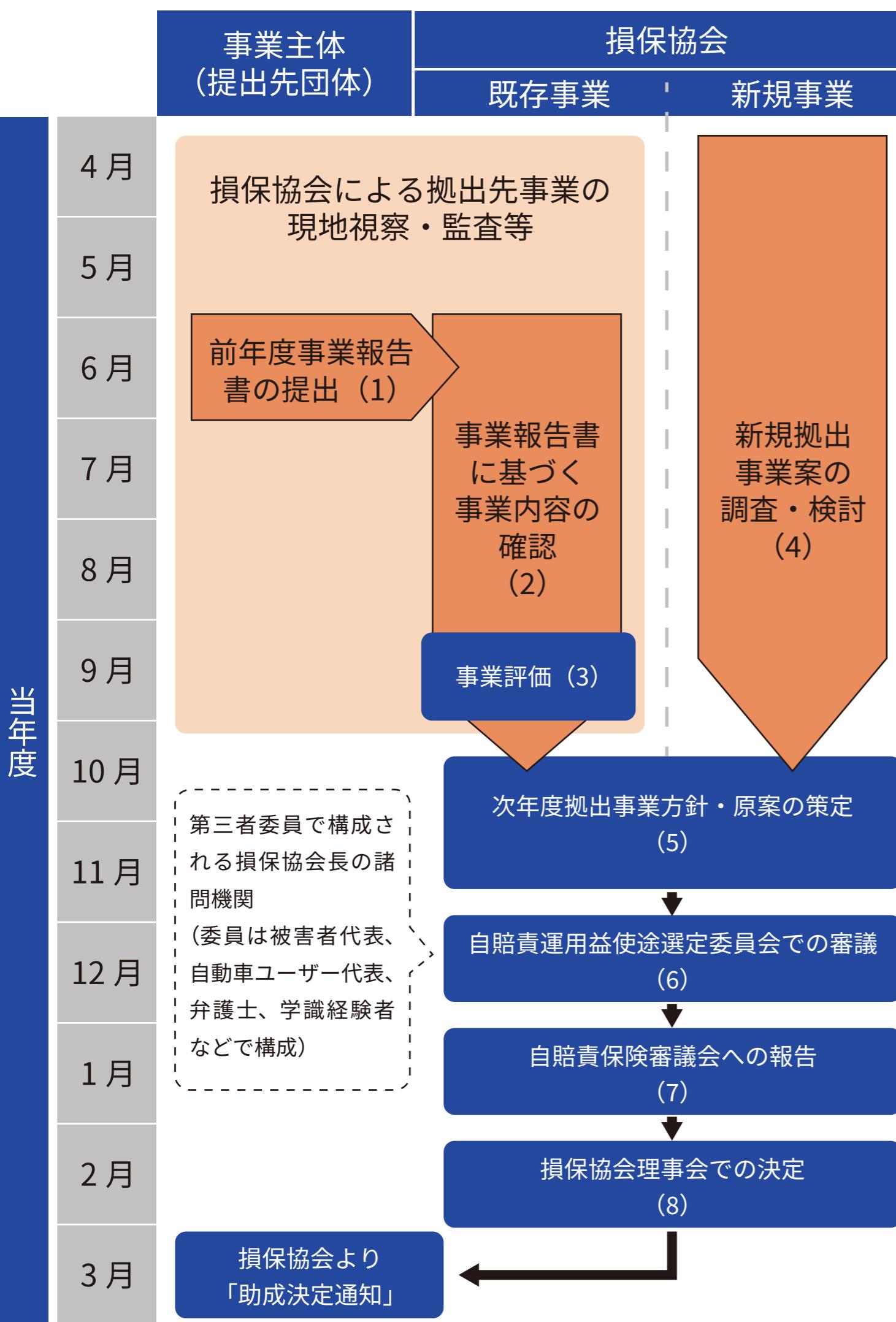


自賠責運用益拠出事業の評価・選定プロセス



■既存事業の評価 (1)～(3)

- (1) 事業主体（拠出先団体）は、損保協会に前年度事業報告書を提出する。
 (2) 損保協会は、事業報告書の内容を点検するとともに、必要に応じて団体等に対して現地視察・監査等を実施し、事業内容の確認を行う。

＜現地視察・監査等のポイント＞

- ・事業内容の適切性、規模の妥当性
- ・経理面での問題はないか
- ・被害者等のニーズに合っているか
- ・被害者等にどのようなニーズがあるのか 等

(3) 損保協会は、各事業に対する事業評価を行う。事業評価にあたっては、「財源論」「必要性」および「効率性」の3つの視点に基づき、各事業が目的に沿って適切、効率的に実施されていたかの観点により評価する。必要に応じて当該評価に対する外部有識者（自賠責保険審議会または使途選定委員会経験者）のヒアリングを踏まえた上で評価原案を策定する。

■新規拠出事業案の調査・検討 (4)

- ・損保協会は、交通事故の現状、交通事故被害者および関係者等のニーズを踏まえ、より効果的な事故防止対策事業や、被害者事支援につながる事業の調査・検討を行う。必要に応じて専門家の意見等を聴取の上、新規拠出業案を策定する。

■次年度拠出事業方針・原案の策定 (5)

- ・損保協会は、次年度拠出事業方針を策定し、評価原案を反映した既存事業の次年度案および新規拠出事業案を踏まえ、次年度拠出事業原案を策定する。
- ・既存事業の場合、事業報告書や事業評価に基づき、必要な事業は充実させる一方で、それ以外の事業は縮減するという方針で、事業の継続可否・拠出額の増減等を判断している。
- ・新規事業の場合、事業の公平性や社会貢献といった観点に加え、運営主体として適切な組織であること（法人格の有無、会計監査など）を基本として、その拠出可否を判断している。また、当該事業が将来的に事業として自立可能かどうかも含め、原則3カ年の拠出期限を設定している。

■次年度拠出事業の審議、決定 (6)～(8)

- (6) 第三者委員で構成される「自賠責運用益使途選定委員会」は、損保協会が策定した次年度拠出事業方針・原案を審議する。
- (7) 「自賠責運用益使途選定委員会」での了承を受けて、次年度自賠責運用益拠出事業案を「自賠責保険審議会」に報告する。
- (8) 最終的に、損保協会理事会にて次年度自賠責運用益拠出事業案を審議、決定する。

＜事業選定結果の公表＞

- ・拠出事業全体や新規事業詳細、使途選定委員会議事録について損保協会理事会後にニュースリリースの上、損保協会ホームページに掲載している。
- ・ただし、各事業の評価結果については、当該団体等の一般的評価とされる懸念もあるため非公表としている。